

平成31年1月28日

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1丁目1-14

東京地方裁判所 御中

TEL 03-3581-5411

訴 状

1 原告 渡邊朋子



〒460-0011

愛知県名古屋市中区大須4-3-14 パークサイドいちかわ6B

2 原告 アントネン里織



〒468-0015

愛知県名古屋市天白区原1丁目1414 オオタピア平針205

3 原告 肥後信嗣



〒164-0011

東京都中野区中央5-42-4 クラムプレイス302

4 原告 吉村民雄



〒201-0012

東京都狛江市中和泉5-18-33



貼用印紙	—	円
郵 券	—	円
備考	印紙追完 郵便切手追完 賞格証明追完	

書証追完

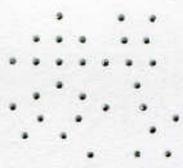
これは謄本である。

平成31年×月×日

東京地方裁判所民事第17部

裁判所書記官 大河原まき





5 原告 傘木則夫



〒 121 - 0055

東京都足立区加平 1 - 6 - 14

6 原告 水野智晴



〒 458 - 0025

愛知県名古屋市緑区鳥澄 2 - 715

7 原告 山下和夫



〒 289 - 1131

千葉県八街市希望ヶ丘 250 - 104

8 原告 立山 徹

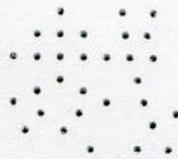


〒 194 - 0005

東京都町田市南町田 3 - 44 - 16 日の出コーポ 103 (送達場所)

050-8420-0407

他、上記選定当事者 8 名および別紙選定者目録に記載の 604 名。



1 被告 NHK (日本放送協会)

〒150 - 8001

東京都渋谷区神南2丁目2番1号

2 被告 小野 誠

〒174 - 0041

東京都板橋区舟渡3丁目2-9

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 _____ 円

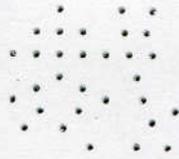
貼付印紙額 金 _____ 円

予納郵券 金 _____ 円

当事者の表示

本件は弁護士が絡む損害賠償訴訟のため代理人弁護士の引き受け手がなく、本人訴訟となっている。そのため本件提訴に際し、原告らは民事訴訟法第30条1項に基づき、同人のための選定当事者として上記選定当事者8名を選定した。

原告については、別紙「当事者目録」に記載の通り、また上記選定当事者8名を除く他の原告604名の押印については別添「選定書」におけるものを援用する。



請求の趣旨

- 1 被告らは各原告に対し、連帯して各金60万円及びこれに対する平成30年5月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らはインターネット上の被告らが現在運営するページその他のすべての方法で謝罪し、原告らの名誉を回復する処置を講じる事。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 上記1につき、仮執行宣言。

請求の原因

第1 本件の概要

本件は、被告小野誠（以下「被告小野」という）が、募金を原資として日本における種々の不正を正す活動を行っている原告らの活動に対して、インターネット上のサイト等で、虚偽の事実を適示して活動を貶め、侮辱して、憲法に定めのある、思想信条の自由に基づく適法な活動の自由を妨害し、原告らの名誉を棄損して、原告らの人格権と人格的利益を侵害した事に対する損害賠償請求である。

また、NHK（以下「被告NHK」という）は、被告小野誠と共謀し、明らかな虚偽事案であるにもかかわらず、取材と称して強引なストーカー行為を演じてきた。今、被告NHKの取材の過程における様々な違法行為が発覚し、被告小野により裏付けられている。このコラボによる悪質性は前代未聞の事件である。

第2 当事者

(1) 原告ら

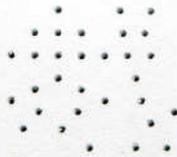
原告らは平成28年6月頃より、寄付を原資にして委任者を立て被委任者によって日本における売国的犯罪行為の告発を檢察に行い、あるいは憲法に違反する声明を頒発する弁護士会については自ら行う懲戒請求を通じて是正を促し、その他、入国管理局へ不法滞在者の疑いのある者についての通報を行い、日本政府に対しては首相官邸メールを使用した請願等を通じて、日本の不正な状態の是正を試み、自らも寄付を行い、または、寄付行為のみを通じて前述の運動を支援した者や、最近では代表者を選ぶか、自ら集団訴訟の原告団の一人となって、上記の活動を行っている者の一部である。

(2) 被告小野誠

被告小野誠（以下、「被告小野」という。）は、インターネット上に『日本を今一度せんたくいたし申候』なる動画を中心としたウェブページ（現状、ガイドライン違反で閲覧不可）を開設していたり、現在は『「余命に」天誅！余命そして三年時事日記のウソとワナを暴く。』（以下「被告ブログ」と言う。）なる原告らに対する悪意に満ちたサイトを運営する者であると共に、動画サイトで自己が撮影した動画その他を掲載し、あるいは生放送を行う所謂ユーチューバーである。

(3) 被告NHK

NHKは放送法に基づく特殊法人として1950年に設立された。設立目的は、放送法により「公共の福祉のために、あまねく日本全国で受信できるように豊かで、且つ良い放送番組による国内基幹放送を行うと同時に放送およびその受信の進歩発達に必要な業務を行い、合わせて国際放送および協会国際衛星放送を行うこと」とされている。また、同法の規定により1926年に設立された社団法人日本放送協会の業務を継承している。なお、社団法人日本放送協会は、1925年に日本で初めて放送業務を開始した社団法人東京放送局、社団法人名古屋放送局、社団法人大



阪放送局（現：NHK 放送センター、NHK 名古屋放送局、NHK 大阪放送局）の業務を統合して設立されたものである。

NHK の主たる事務所は東京都渋谷区に置かれる。NHK は特定地上基幹放送事業者かつ衛星基幹放送事業者であり、国内放送および内外放送の放送番組の編集にあたっては、公安および善良な風俗を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実を曲げないですること、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることが求められる。（ここまで Wikipedia）

このNHKに最近、極端な政治的偏向とねつ造報道が顕著にみられるようになってきている。本件訴訟はその多くの事案のうちのストーカー行為に関するものである。

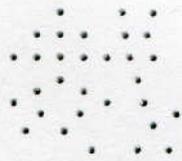
第3 被告の不法行為

被告小野が行った違法行為の不法性。

(1) 被告小野は本訴状（以下略）第1の(1)で述べた寄付行為について、インターネット上の不特定多数が閲覧可能なサイトで、以下の【詐欺】なる事実無根のレッテルを貼り、寄付による活動に係る原告らの名誉を棄損し、思想信条に基づく適法な活動を阻害した。

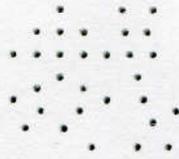
(イ) 被告小野は、第2の(2)に示した被告ブログ(2018年5月22付)において原告らの寄付や用途について寄付金詐欺と称し、さらに同ページ上で『【21,788,858円集めて放置、奉納金流用?】』『・靖国神社みたま祭り献灯でごまかそうと画策』などと書いているが、これは虚偽である。何故なら寄付金は第2の(1)に示したような各種活動の経費や、そのための会の人件費、事務所費、事務経費、事務消耗品費として使われており、さらに経理、税務については専門の士業事務所に委託もしくは指導を受けているからである。

(ロ) さらに動画中継（以下「被告チャット」と呼ぶ。）の平成30年9月27日に実施された回で11分30秒頃から「そして信者にとっては、信者（ブログ読者や原告ら）にとってはですね、靖国神社に奉納するよというお題目といいですか、目標といいですか。その文句に騙されて、ついつい献金をしてしまう。」と発言し、他にも同じタイムライン上で「いいですか。靖国の名前を使って、2200



万円の金を集めてるんですよ。(中略) 玉串料として靖国神社に入るんであれば喜んで、と、玉串料ていうのは実際、昇殿参拝とかね、昇殿参拝まで靖国神社に参拝して賽銭箱にぽ〜んと投げ入れる、というのをイメージさせて、2200万円。」等と発言しているが、これも虚偽である。そもそも一連の寄付については靖国神社に芳名帳を奉納する事を前提に寄付を募ったのではない。付け加えれば、寄付者の名前を記入した奉納台帳と言われる CD の件も、余命三年時事日記の主催者が自身の資金を靖国神社に奉納する際、玉串料と共に日本の不正な状態を正す活動に賛同協力した原告らを、後世に残すための手段として、CD 化して奉納したいと考えた副次的な事案である。また、特に、上記引用後段の『靖国の名前を使って〜』の発言の後に「それは靖国玉串料としてそのまま金額をね、納める、な〜んちゅうね、てことは言ってなくて余命の懐から 100 万円単位のこれねえ言い方が嫌らしいんですよ、100 万円「単位」と、(後略)」と発言しており、前段の部分で事実誤認を誘導しておいて、発言の極一部で訂正と思しき文言を入れてアリバイとする姑息な手法は、(イ) に示した『【21,788,858 円集めて放置、奉納金流用?】』の文言における最後の疑問符を含め、被告の悪質性を示す典型的な例と言える。以上のような事実に照らし合わせれば、被告小野が事実無根のレッテル 貼りで、原告らを貶めて人格権や人格的利益を棄損しているのは間違いない。

(2) また、被告小野は第 2 の(1)における原告らの一部もしくは行動を共にして、各種活動のために実作業を行っているグループ (以下「余命 PT チーム」という。) 及びメンバーに対して、同じくインターネット上の不特定多数が閲覧可能なサイトで、以下のように悪質かつ下品で侮蔑的な呼称、映像を当て嵌め、名誉を棄損し、思想信条に基づく適法な活動を阻害した。また、このような言動は原告ら他への単なる侮辱である。そして請求原因となった被告小野の言動は (甲 7 号証～甲 4 1 号証)、全てにおいて理論性を著しく欠いており、また、主張の根拠となる具体的な事実を何一つ示しておらず、単なる悪口の類いである。さらに一連の画像を通して、高齢者の多い原告らに対する悪意が満ち満ちており、たとえば被告小野がモンタージュと称している画像について検



証すれば、被告小野はこのような画像を何処かの高齢者の画像を踏み台、つまり素材に製作したと思料できるが、このような行為は原告らのリーダーや、踏み台とされた人物のみならず、高齢者をさも醜悪な存在のように表現して、老人全般を平然と且つ無節操に貶める恥ずべき者と断言せざるを得ない。原告らは上記のように被告小野によって人格権その他を侵害されたのであり、靖国神社寄付金詐欺事件も同じく被告の数々の明らかな不法行為のほんの一部である。

(3) 同じく被告小野は以下に示すとおり原告らと余命 PT チームの活動にレッテル貼り、つまり不当な名称等を用いる事で、あたかも原告らが違法、不法行為を行っているかの如き印象操作をインターネット上の不特定多数が閲覧可能なサイトで繰り返して行い、被告とはまったく関係のない余命プロジェクトスタッフらの名誉を棄損し、思想信条に基づく適法な活動を阻害した。とくにチーム責任者の女性に対する攻撃は陰湿かつ執拗であり、この間の経緯と事実関係については平成30年5月30日に神奈川県警戸塚警察署に被害届と訴状を提出している。しかしながら、約半年の間、まったく放置されていたため同年11月5日に取り下げている。(甲 第1号証)

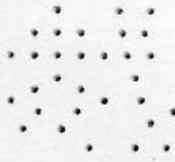
(イ) 上記(1)のイ)に示すように詐欺と言う名称を度々使っている事。

(ロ) 詐欺以外にも、被告ブログや被告動画のタイトルにおいて『奉納金流用』『犯罪行為』『脅迫』『寄付金詐欺事件として、刑事訴追の可能性』というような文言の類いを頻繁に使用している。以上の行為は、原告ら個人の尊厳と各種法の精神を踏みにじる行為であり、どのような思想・観念においても容認されない事は明らかである。本件では犯罪事実のまとめ(甲7号証)から提訴事由であるストーカー行為についてを以下に示す。

甲02号証 強引取材

甲03号証 強引取材

甲04号証 戸塚違法取材



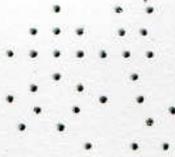
甲05号証		ストーカー行為警告書
甲08号証	p 1～	
甲09号証	p 5	ストーカー行為
甲10号証	p 11～	
甲14号証	p 1	ストーカー行為
甲16号証	p 6	ストーカー行為
甲19号証	p 2	
甲21号証	p 1	ストーカー行為
甲27号証	p 14	ストーカー行為
甲31号証	p 5	ストーカー行為

(4) さらに、被告小野は、原告らおよび活動に参加する者の個人情報を、被告チャットや被告小野が開設した動画サイトやその他のインターネット上の不特定多数が閲覧可能なサイトで繰り返し実名公表するのみならず、原告らの運動に不参加、もしくは関与していない家族とおぼしき者の実名まで公表するという個人情報保護法違反を繰り返している。上記に示した被告小野の不法な言動とストーカー行為は、個人情報保護法違反のみならず、憲法で認められたプライバシー権をも侵害する極めて悪質な行為である。

被告NHKが行った違法行為の不法性

(1) 被告NHKの不法行為には大きく分けて、ストーカー行為、偏向報道、虚偽報道がある。以下は本件被告小野と連携した取材と称するストーカー行為およびそれに関係する甲号証資料である。証拠説明書は別途添付する。

甲2号証



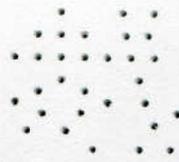
甲3号証	p 5 / 8
甲4号証	p 3
甲5号証	p 1、p 11
甲7号証	p 12
甲8号証	
甲17号証	p 9、p 11
甲28号証	p 6、
甲31号証	p 5
甲32号証	p 27、p 30

第4 原告らの損害について。

(1) 被告小野と連携した被告NHKの行為、つまり、上記の各項目示した不法行為と、その証拠である甲各号証に示した事実は、思想信条についての相克に対する議論、反論の範囲をはるかに逸脱して、更に社会的常識に則った、政治思想活動に関する議論や反論と言う面においても到底許容されない、単なる誹謗中傷であり、これら数々の被告小野の行為と連携し、取材と称した電話あるいは自宅や会社への突撃訪問というNHKの迷惑ストーカー犯罪行為により原告らは大いなる精神的苦痛をうけた。この件は別途、刑事告発しているところである。

(2) 特に、第3(2)の二)に示した原告らのリーダーたる余命三年時事日記主催者に対する人物表現や『人喰い詐欺の化物の的は?』如き文言は、原告らのみならず一般的な社会通念や、社会相当性においても、絶対に許容されない誹謗中傷、侮辱にあたり、以上の、つまり原告らのリーダーたる人物を誹謗中傷される事で原告らの精神的苦痛は倍加した。

(3) 以上のように原告らは、被告小野誠と被告NHKによる不法で事実無根、且つ、屈辱的な虚偽表現等や行為により大いなる精神的打撃を被ったのみなら



ず、憲法で定められた思想信条の自由や、表現の自由等の権利を侵害された事は明らかである。特に名誉権、名誉感情と言う人格権と人格的利益においてこれを著しく侵害する不法行為により、これを(4) また第3の(4)に述べた実名その他の個人情報を公開された原告や、また迷惑行為を受けた関係者については、今後、長期に渡って、重大な人格権・人格的利益に関する損害を被る可能性が大いに懸念されるところである。

第5 総括

以上、被告NHKと被告小野の行った数々の不法行為により原告らが受けた損害は計り知れない。また、再三述べたように、引用等ではなく、被告小野自らが、何人でも閲覧可能なインターネット上で、虚偽・捏造により原告らを貶めた事や、その手段として悪質な誹謗中傷の文言や画像を用い、それを、コピー&ペースト(複製転載)が可能なインターネット環境で行った事は取り返しのつかない不法行為であり、公共放送被告NHKの偏向報道とあわせると、その行為による影響は原告らに将来に渡って不利益をあたえるものであるから、その損害は各原告に対し、被告小野にあつては10万円、被告NHKにあつては50万円を下らない。

よって被告NHKと被告小野誠に対して民法709条及び710条に基づく損害賠償請求と、民法723条に基づく名誉回復処置を求めるものである。

以上

添付書類

甲1号証から甲44号まで(各1通)

選定書 (各1通)